

「子ども県議会」開催事業企画運営業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「子ども県議会」開催事業に関する企画・運営業務の委託にかかる公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

1. 目的

子どもは、地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であるとともに、将来の滋賀県に新たな活力を生み出す頼もしい存在である。

本事業は、子どもの権利条約第 12 条が保障する「子どもの意見表明権」に基づき、子ども県議会の開催を通じて、子どもが県政等に対する意見や提言を積極的に表明できる機会を設け、しがの魅力や地域の問題に関心を持ち、人との出会いや交流でふるさとを見つめ直し、考え、行動する中で、積極的に社会に参加する意識を高め、自ら考え、行動しようとする力を育むよう支援することを目的とする。

2. 業務概要

(1)業務名

「子ども県議会」開催事業企画運営業務委託

(2)業務内容

「子ども県議会」開催事業企画運営業務委託仕様書のとおり

(3)予定価格

1, 800, 000円（消費税および地方消費税を含む）

(4)契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

事業の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる(1)または(2)に該当する者であること

(1)県内に本店を有する事業者で、次の①～④の要件を満たす者。

①地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

②滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

③滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと、その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。

④滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）

- ・大分類「役務」
- ・中分類「イベント」
- ・小分類「イベント企画・運営」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号

TEL:077-528-4314

(2) 県内に事務所を置く特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合または任意団体で、次の①～⑥の要件を満たす者。

① 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

② 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること

③ 代表者・構成員・事務局等の団体組織、意思決定方法、会計等、運営に関する必要な事項について規約その他の規定が作成されていること。

④ 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑥ 県税、消費税または地方消費税の未納がないこと。

4. 公募型プロポーザル説明会
行わない。

5. 公募型プロポーザルにかかる質問および回答

(1) 質問方法

質問票（様式1）によりメール、FAXで受け付ける。

※ 審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 質問票提出期限

令和8年4月9日(木) 15時まで

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめて、回答を「子ども県議会」ホームページに、令和8年4月13日(月)15時をめぐりに掲載する。

（「子ども県議会」ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/300359.html>）

(4) 質問票の提出先

「12. 問い合わせ先」に同じ

6. 企画提案の提出書類

(1) 公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成し、下記7. に示す提出期限までに提出すること。

① 委託業務全体に係る企画提案書

・ A4判、正本1部・写し7部、ホチキス左上1カ所綴じ、任意様式

・ 正本には事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

・ 作成にあたっては、仕様書の委託内容を満たし、かつ、以下の点について当業務の目的を達成するに最も効果的であると考えられる内容とすること。

ア より多くの子どもの意見聴取ができる、また応募できる募集方法、募集の周知方法、魅力ある応募チラシ等

イ 滋賀県について見識を深め、課題意識を共有できる活動の企画案

ウ 子どもらしい豊かな発想を引き出し、子ども議員が主体的に活動できる活動の企画案

- エ 子ども議員の心をほぐし、関係を深め、一体感を醸成するための手立て
- オ すべての子ども議員が発言・発表できる「子ども県議会」の企画案
- カ 事業全般にかかる安全管理計画と業務実施体制
- キ 事業のスケジュール案

②概算見積書 1部

概算見積書には、別添仕様書に掲げる全ての業務について経費とその内訳を明記すること。

③公募型プロポーザル応募申込書（様式2） 1部

④事業者概要 1部

※「3. 参加資格」(2)に該当する者にあつては、③の規約その他の規定を添付すること。

⑤県税、消費税または地方消費税の未納がないことを証明する書類（納税証明書） 1部

※「3. 参加資格」(2)に該当する者に限る。

⑥その他添付資料（該当する場合）

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部

ウ 高齢者就業確保措置を講じている場合には、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し 1部

エ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当する場合は、

- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であつて法定雇用率が達成されている証明書の写し 1部

- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であつて障害者を雇用している証明書の写し 1部

- ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている認定書の写し 1部

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている認定書の写し 1部

カ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証書（県発行）の写し、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、認定書の写し 1部

キ 環境マネジメントシステムに関する認証・登録を受けている場合は、

- ・ISO14001…審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等）による証明書の写し

- ・エコアクション 21、KES、エコステージ…認証、登録証の写し

(2)留意事項

- ・1者につき1提案とする。

- ・提出された企画提案書等は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に使用はしない。

- ・応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

7. 企画提案書等の提出期限

(1)提出期限

令和8年4月15日(水)17時 ※時間厳守とし、郵送や宅配等の遅れは考慮しない。

(2)提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土・日曜を除く、9時から17時までとする。

※郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

(3)提出先

下記12. に示す問い合わせ先

8. 審査について

(1)審査方法

当課が設置する審査会において、提出された企画提案書等とプレゼンテーションについて、(3)により定めた評価項目および評価点に基づいて審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

なお、審査会は子ども若者政策・私学振興課および関係課において、5名の委員をもって設置し、各審査員が(3)の項目および点数により審査を行い、計5名の審査員により総合点を500点満点とする。ただし、総合点における満点の6割に満たない場合は、契約予定者とししない。

(2)審査会の開催

子ども若者政策・私学振興課および関係課において、5名の委員をもって設置する。

日時：令和8年4月16日(木) 14:00～(予定)

プレゼンテーションの時間は各事業者に別途通知する。

場所：滋賀県庁 北新館 5-C会議室

(3) 審査基準

番号	評価項目	評価点
1	事業の目的を的確に捉え、具体的かつ実現可能な計画になっているか。	10
2	多くの子どもからの応募が期待できる募集方法・子ども議員の活動と魅力がわかる応募チラシ等となっているか。	15
3	滋賀県について見識を深め、課題意識を共有できる活動となっているか。	15
4	子どもらしい豊かな発想を引き出し、子ども議員が主体的に活動できる活動となっているか。	15
5	子ども議員の心をほぐしたり、関係を深めたりしながら、子ども議員全体の一体感を醸成するための手立てが考えられているか。	10
6	サポーター運営において、サポーター自身が県政等への意見表明をしたり、社会参画したりすることにつながる工夫ができていないか。	10

7	事業全般にかかって、安全確保等について十分な対策をたてているとともに、組織として実施体制が整っているか。	10
8	費用対効果の高い計画内容であり、経費節減を意識した見積もり金額になっているか。 予定価格の80%未満……………10点 予定価格の80%以上85%未満… 8点 予定価格の85%以上90%未満… 6点 予定価格の90%以上95%未満… 4点 予定価格の95%以上…………… 1点	10
9	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
10	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	1
11	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
12	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
13	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合 計		100

(4) 審査結果の通知

審査結果については、参加者全員に書面で通知する。

9. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、子ども若者政策・私学振興課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

10. 失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11. その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 委託料の支払いは、原則精算払いとするが、県が必要と認めた場合には、委託料の全額または一部について、概算払いをすることができる。
- (3) 本事業の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。
- (4) 提出された企画内容については、協議の上、変更することができるものとする。
- (5) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

12. 問い合わせ先

滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 総務・青少年係
住所 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3550 / FAX 077-528-4854
e-mail kodomosoumu@pref.shiga.lg.jp